

資料 1

附属学校教員人事の基本方針

平成16年12月24日

副学長(附属学校担当)決裁

平成19年5月16日一部改正
平成21年1月9日一部改正
平成21年4月20日一部改正
平成22年5月20日一部改正
平成22年9月10日一部改正
平成23年4月21日一部改正
平成24年3月2日一部改正
平成25年4月23日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年10月12日一部改正
平成29年11月9日一部改正

1 校園長の人事について

- (1) 校園長候補者の選考は、広島大学附属学校規則及び広島大学附属学校校園長候補者選考内規に基づき行う。
- (2) 校園長候補者となるべき者の推薦（附属学校規則第6条第1項）
本学専任の教授又は准教授のうちから各研究科及び校園長を選出しようとする地区において、それぞれ3人以内を推薦する。
- (3) 校園長の選考（附属学校規則第6条第2項）
校園長は、校園長候補者となるべき者のうちから、理事・副学長（教育・東千田担当）の意見に基づき、学長が任命する。
- (4) 校園長については、授業時間数の軽減等により、その職務に専念できる態勢がとれるよう大学及び当該部局に配慮を要請する。

2 副校園長（教頭）の人事について

- (1) 副校園長の人事については、附属学校園間の配置換並びに公立学校との人事交流を促進することにより、相互の資質向上を図る。
- (2) 副校園長の選考は、副理事（附属学校・教員養成担当）並びに副校園長の選考を必要とする学校園の校園長が推薦した候補者を、校長会議で審議のうえ理事・副学長（教育・東千田担当）が指名する。なお、地方公共団体との人事交流による場合についても同様の取扱いとする。
- (3) 副校園長の在任期間は、原則として、同一校（園）に6年とする。なお、学校園の管理運営上、在任期間を延長する必要がある場合には、校園長は、理由を付した書面を理事・副学長（教育・東千田担当）へ提出し、校園長会議で協議する。

3 教諭、養護教諭及び栄養教諭の人事について

- (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の人事については、附属学校園間の配置換並びに公立学校との人事交流を促進することにより、相互の資質向上を図る。
- (2) 教諭等の人事については、校園長は、教諭等に対する人事ヒアリングを行い、その結果を踏まえて、5月末までに人事計画書（様式第1）を理事・副学長（教育・東千田担当）に提出する。

明確化

追加項目 3つ

- (3) 理事・副学長（教育・東千田担当）は、当該人事計画書に基づき各校園長に人事ヒアリングを行い、附属学校園全体の人事計画を策定する。
- (4) 副理事（附属学校・教員養成担当）は、当該人事計画を踏まえて人事の調整等を行い、その結果を理事・副学長（教育・東千田担当）に報告して承認を得る。
- (5) 教諭等の附属学校園間の配置換は、原則として、同一校（園）勤務が3年以上の者を対象とする。
- (6) 教諭等を新規に採用するに当たっては、次のとおり選考を行う。ただし、人事交流者並びに育児休業及び病気休職等に伴う代替職員を採用する場合は、この限りでない。
 - a 当該学校園に教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し選考を行う。
 - b 選考委員会の設置に当たっては、当該校園長が、あらかじめ教員候補者選考申請書（様式第2）を理事・副学長（教育・東千田担当）に提出し、承認を得るものとする。
 - c 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - ① 当該学校園の長
 - ② 当該学校園の副校園長
 - ③ 当該学校園の長が指名した者若干名
 - d 選考委員会に委員長を置き、校園長をもって充てる。
 - e 選考委員会は、下記の条件を充分に配慮のうえ、選考するものとする。
 - ① 教諭及び養護教諭は、教育実習指導を担当するという附属学校園の性格から、学部新卒者の選考は行わず、常勤教員としての実務経験を3年以上有している者を選考する。
 - ② 教諭は、採用する学校園の校種及び教科に対応する専修免許状または1種免許状を有していること。また、可能なかぎり専修免許状取得者であることが望ましい。
 - ③ 附属中・高等学校及び附属福山中・高等学校において採用する教諭は、中学校、高等学校双方の免許状を有していること。
 - ④ 教諭及び養護教諭は、採用後において附属学校園間の異動があることを周知の上、選考すること。
 - ⑤ 非常勤講師の雇用年齢の上限は、運用で65歳とすること。
 - f 選考委員会委員長は、選考結果を教員選考報告書により校園長会議に報告し、承認を得るものとする。

附 則

この基本方針は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成24年3月2日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年7月9日から施行し、この基本方針による改正後の附属学校教員人事の基本方針の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年6月9日から施行し、この基本方針による改正後の広島大学附属学校教員人事の基本方針の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成29年11月9日から施行する。

書画計事人

樣式第1

様式第2

平成 年 月 日

教員候補者選考申請書

理事・副学長（教育・東千田担当）殿

学校名

校園長名

印

下記のとおり教員を選考したいので申請します。

1 職 名	教諭 · 養護教諭 · 栄養教諭
2 担当教科	
3 人 員	
4 委員構成 (選考委員会 委員名)	(1) (2) (3) (4) (5)

